

## 米華相互防衛条約

(アメリカ合衆国と中華民国との間の相互防衛条約)

署 名 一九五四年二月二日(ワシントン)  
効力発生 一九五五年三月三日  
終 了 一九七九年二月四日

この条約の締約国は、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、かつ、西太平洋地域における平和機構を強化することを希望し、

兩國の国民が前戦争中に同情及び相互の理想の共通のきずなによつてともに帝國主義者の侵略に對抗して戦うため結束するに至つた関係を相互に誇りをもつて想起し、

いかなる潜在的侵略者もいづれか一方の締約国が西太平洋地域において孤立しているという錯覚を起こすことがないようにするため、兩國の団結の意識及び外部からの武力攻撃に対して自らを防衛しようとする共同の決意を公然とかつ正式に宣言することを希望し、また、

さらに、西太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的な制度が発達するまでの間、平和及び安全を維持するための集団的防衛についての兩國の現在の努力を強化することを希望して、次のとおり協定した。

**第一條(紛争の平和的解決、武力行使の禁止)** 締約国は、国際連

合憲章に定めるところに従い、それぞれが関与することのある国際紛争を平和的手段によつて国際的平和、安全及び正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、

武力による威嚇又は武力の行使を、国際連合の目的と両立しないいかなる方法によるものも懐しむことを約束する。

**第二條(防衛力の發展)** 締約国は、この条約の目的を一層効果的に達成するため、



り、武力攻撃並びに締約国の領土保全及び政治的安定に対して外部から指導される共産主義者の破壊活動に抵抗する個別的及び集団的能力を、維持し発展せしむることを目的とし、  
**第三条 相互協力** 締約国は、その自由な諸制度を強化すること並びに経済的進歩及び社会福祉を促進させるために相互に協力すること並びにこれらの目的のために個別的及び共同の努力を重んずることを約束する。

**第四条 協議** 締約国は、この条約の実施に関し、自国の外務大臣又はその代理を通じて随時協議する。  
**第五条 武力攻撃に対する行動** 各締約国は、西太平洋地域においていづれか一方の領域に対して行なわれる武力攻撃が自国の平和及び安全を危くするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

**第六条 領土、領域の範囲** 第一条及び第五条の規定の適用上、「領土及び領域」とは、中華民國については、台湾及び澎湖諸島をいひ、アメリカ合衆国については、その管轄権の下にある西太平洋の諸島をいふ。第二条及び第五条の規定は、相互の合意によつて決定されるその他の領域についても適用される。  
**第七条 米軍の配備** 台湾及び澎湖諸島の防衛のために必要なアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従つて、それら及びその附近に配備する権利を中華民國政府は許すし、アメリカ合衆国政府は、これを受諾する。

**第八条 国際連合との関係** この条約は、国際連合憲章に基づき締約国の権利及び義務又は国際的平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

**第九条 批准、効力発生** この条約は、アメリカ合衆国及び中華民國により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が台北で批准書を交換した時に効力を生ずる。

**第一〇条 有効期間** この条約は、無期限に効力を有する。いづれ一方の締約国も、他方の締約国に通告を行なつてから一年後にこの条約を終了させるとかきできる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十四年十二月二日 中華民國四十二年十二月二日にワシントンで、英語及び中国語により本書二通を作成した。  
(全権委員署名略)

### 交換公文

書簡をもつて啓上いたしました。  
本長官は、両国政府の代表者の間で行なわれた最近の会談に言及し、及びその会談の結果到達し得た次の了解を確認する光榮を有します。

中華民國は、千九百五十四年十二月二日にワシントンで署名された中華民国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約第六条に掲げる領域及び他の領域とともに有効に支配する。中華民國は、現在の及び将来の自国の支配の下にあるすべての領域について固有の自衛権を有する。前記の条約に基づく両国の義務及びいづれか一方の締約国によるこれらの地域をいづれかなされる武力を用いた行使が他方の締約国に対し影響を与えるという事実にかんがみ、明らかに固有の自衛権の行使である緊急的性格をもつた行動の場合を除き、そのような武力の行使を合意事項とすることが合意される。両国の共同の努力及び貢献の所産である軍力は、相互の合意なくして第六条に掲げる領域の防衛力を実質的に低下させる程度までその領域から移動しないものとする。  
本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年十二月十日

アメリカ合衆国國務長官 ジョン・フォスター・ダレス  
中華民國外務大臣 ジョージ・K・C・ヨー閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の

書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(アメリカ側書簡略)  
本大臣は、中華民國政府に代つて、前記の書簡に述べられた了解を確認する光榮を有します。  
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年十二月十日

中華民國外務大臣 ジョージ・K・C・ヨー  
アメリカ合衆国國務長官 ジョン・フォスター・ダレス閣下

